3－2－4　特異な記述等の削除

規則第10条（第4号）

⑷　特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

一般的にみて、珍しい事実に関する記述等又は他の個人と著しい差異が認められる記述等については、特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながるおそれがあるものである。そのため、独立行政法人等非識別加工情報を作成するに当たっては、特異な記述等について削除又は他の記述等への置き換えを行わなければならない。

ここでいう「特異な記述等」とは、特異であるがために特定の個人を識別できる記述等に至り得るものを指すものであり、他の個人と異なるものであっても特定の個人の識別にはつながり得ないものは該当しない。実際にどのような記述等が特異であるかどうかは、情報の性質等を勘案して、個別の事例ごとに客観的に判断する必要がある。

他の記述等に置き換える場合は、元の記述等を復元できる規則性を有しない方法による必要がある。例えば、特異な記述等をより一般的な記述等に置き換える方法もあり得る。

なお、規則第10条第4号の対象には、一般的なあらゆる場面において特異であると社会通念上認められる記述等が該当する。他方、加工対象となる保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等とで著しい差異がある場合など個人情報ファイルの性質によるものは同条第5号において必要な措置が求められることとなる。

【想定される加工の事例】

事例1）　特殊な世帯（子どもが10人以上等）に関する情報を削除する。

事例2）　年齢が「116歳」という情報を「90歳以上」に置き換える。

3－2－5　個人情報ファイルの性質を踏まえたその他の措置

規則第10条（第5号）

⑸　前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

独立行政法人等非識別加工情報を作成する際には、規則第10条第1号から第4号までの措置をまず講ずることで、特定の個人を識別できず、かつ当該保有個人情報に復元できないものとする必要がある。

しかしながら、加工対象となる保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等とで著しい差異がある場合など、加工の元となる個人情報ファイルの性質によっては、規則第10条第1号から第4号までの加工を施した情報であっても、一般的にみて、特定の個人を識別することが可能である状態あるいは元の保有個人情報を復元できる状態のままであるといえる場合もあり得る。そのような場合に対応するため、上記の措置のほかに必要となる措置がないかどうか勘案し、必要に応じて、別表1（独立行政法人等非識別加工情報の加工に係る手法例）の手法などにより、適切な措置を講じなければならない。

なお、加工対象となる個人情報ファイルの性質によって加工の対象及び加工の程度は変わり得るため、どの情報をどの程度加工する必要があるかは、加工対象となる個人情報ファイルの性質も勘案して個別具体的に判断する必要がある。

特に、個人情報ファイルにおいて反復して行われる行動に関する情報が含まれる場合には、これが蓄積されることにより、個人の行動習慣が分かるような場合があり得る。そのような情報のうち、その情報単体では特定の個人が識別できるとは言えないものであっても、蓄積されたこと等によって特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながるおそれがある部分については、適切な加工を行わなければならない。

【想定される加工の事例】

事例1）　移動履歴を含む個人情報ファイルを加工の対象とする場合において、自宅や職場などの所在が推定できる位置情報が含まれており、特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながるおそれがある場合に、推定につながり得る所定範囲の位置情報を削除する。（項目削除／レコード削除／セル削除）

事例2）　ある行政機関から指定試験機関として指定を受けた独立行政法人等がある一定要件を満たす者に限って合格者として特別に認定した履歴を含む個人情報ファイルを加工の対象とする場合において、当該認定した者の認定更新等の履歴が含まれており、特定の個人の識別又は元の保有個人情報の復元につながるおそれがある場合に、具体的な試験情報（試験の種類）を広く○○試験というカテゴリーに置き換える。（一般化）

事例3）　小学校の身体検査の情報を含む個人情報ファイルを加工の対象とする場合において、ある児童の身長が170cmという他の児童と比べて差異が大きい情報があり、特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある場合に、身長が150cm以上の情報について「150cm以上」という情報に置き換える。（トップコーディング）

（別表1）　独立行政法人等非識別加工情報の加工に係る手法例（※）

手法名	解　説
項目削除／レコード削除／セル削除	加工対象となる個人情報ファイルに含まれる保有個人情報の記述等を削除するもの。 例えば、年齢のデータを全ての個人情報から削除すること（項目削除）、特定の個人の情報を全て削除すること（レコード削除）、又は特定の個人の年齢のデータを削除すること（セル削除）。
一般化	加工対象となる情報に含まれる記述等について、上位概念若しくは数値に置き換えること又は数値を四捨五入などして丸めることとするもの。 例えば、電気工事主任者のデータで「認定制度による第一種から第三種までの電気工事主任者」を「電気工事主任者」に置き換えること。
トップ（ボトム）コーディング	加工対象となる個人情報ファイルに含まれる数値に対して、特に大きい又は小さい数値をまとめることとするもの。 例えば、年齢に関するデータで、80歳以上の数値データを「80歳以上」というデータにまとめること。
ミクロアグリゲーション	加工対象となる個人情報ファイルを構成する保有個人情報をグループ化した後、グループの代表的な記述等に置き換えることとするもの。
データ交換（スワップ）	加工対象となる個人情報ファイルを構成する保有個人情報相互に含まれる記述等を（確率的に）入れ替えることとするもの。
ノイズ（誤差）付加	一定の分布に従った乱数的な数値を付加することにより、他の任意の数値へと置き換えることとするもの。
疑似データ生成	人工的な合成データを作成し、これを加工対象となる個人情報ファイルに含ませることとするもの。

（※）　独立行政法人等非識別加工情報の作成に当たっての一般的な加工手法を例示したものであり、その他の手法を用いて適切に加工することを妨げるものではない。